

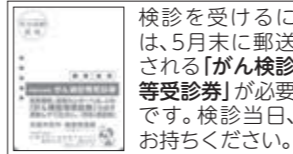
# 平成29年度 集団検診 (バス検診) のご案内

保健センターで、バスでの集団検診を実施します。

【申込期間】6月20日(火)～検診日の1週間前まで(平日8:30～17:15)

※ただし、電話での申し込みは6月21日(水)から受け付けをします。

【申込方法】申込期間中に、保健センターの窓口・電話にて受け付けをします。



検診種目	検診内容	検診の対象となる方	定員	料 金		検診場所
				検診日にご持参ください	69歳以下 70歳以上	
特定健康診査 後期高齢者健診 30代健診	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、尿検査、血液検査、 心電図	40歳以上の弥富市国民健康保険 ・後期高齢者医療保険加入者 30～39歳の方	半日50人	500円	無 料	保健センター
胃が ん	バリウムによるX線検査	40歳以上の方*1	半日60人	1,200円	600円	
肺が ん	胸部X線検査		半日60人	600円	300円	
大腸が ん	便潜血2日間法	50歳以上の男性	半日60人	300円	200円	
前立腺が ん	血液検査(PSA検査)		半日30人	500円	300円	
子宮が ん	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性*2、*4	半日60人	600円	300円	
乳が ん	マンモグラフィ	30歳以上の女性*3、*4	半日60人	1,200円	600円	
骨粗しょう症	超音波伝導法による骨密度測定	30歳以上の方	半日50人	400円	200円	
<無料検診> 大腸がん検診 肝炎ウイルス検診	便潜血2日間法 血液検査(B型・C型肝炎)	昭和51年4月2日～52年4月1日生 昭和52年4月2日～53年3月31日生 ※対象者のみ受診可。	半日15人	無 料		

市では検診をより精度の高い有効なものにするために、検診結果(精密検査含む)の把握を行っていることをご承知ください。

※1 今年度、総合がん検診もしくは個別がん検診にて内容の重複する検診を受けた方は、受けられません。

胃がん・肺がん検診は妊娠中の方は受けられません。

※2 昨年度もしくは今年度に市の子宮がん検診を受けた方、妊娠中・生理中の方は受けられません。

※3 昨年度もしくは今年度に市のマンモグラフィ検診を受けた方、妊娠中・授乳中・卒乳後1年以内の方は受けられません。

※4 今年度、子宮頸がん、乳がんの「がん検診無料クーポン」が届いている方は、無料で受けられます。検診当日、クーポン券をお持ちください。

## <平成29年度日程表>

検診種目	検診日	特定・30代 後期高齢者健診	胃がん	肺がん	大腸がん*5	前立腺がん	子宮がん	乳がん	骨粗鬆症	無料肝炎
	7/18(火)	○	○	○	○	○				○
	7/23(日)	○			○		○	○		○
	7/31(月)	○	○	○	○	○				○
	8/16(水)	○					○	○	○	○
	8/17(木)	○	○	○	○	○				○
	8/31(木)	○	○	○	○	○				○
	9/10(日)	○	○	○	○	○				○
	9/20(水)	○			○		○	○		○
	9/29(金)	○			○		○	○		○
	10/10(火)	○					○	○	○	○
	10/14(土)	○	○	○	○	○				○
	11/15(水)	○	○	○	○	○				○
	11/18(土)	○			○		○	○		○
	12/7(木)	○			○		○	○		○
	12/11(月)	○					○	○	○	○
	12/21(木)	○	○	○	○	○				○
	1/16(火)	○	○	○	○	○				○
	1/18(木)	○			○		○	○		○

・検診は午前中に実施します。1時間ごとで予約枠を設けますので、ご希望の時間帯に予約をお取りできないこともあります。

・申し込みは定員になり次第終了しますが、キャンセル待ちを受け付ける場合もあります。

・子宮・乳がん検診の日(7/23・11/18は除く)は、小さなお子さん連れの方は職員がお手伝い(託児)をします。

申し込み時にお伝えください。

※5 無料大腸がん検診も含まれます。

申・岡市役所健康推進課(保健センター)(内線411～413)

# 後期高齢者医療制度の 保険料軽減制度改定のお知らせ

## 所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

### ①被保険者均等割額の軽減(一人当たり軽減額)

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割を下記のとおり軽減します。

#### 9割軽減(42,286円軽減)

- 所得金額の合計が33万円以下
- 被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)

#### 8.5割軽減(39,937円軽減)

- 所得金額の合計が33万円以下
- 9割軽減にあてはまらない

#### 5割軽減(23,492円軽減)

- 所得金額の合計が33万円を超え、  
33万円+(27万円(28年度26.5万円))  
×世帯の被保険者数)以下

#### 2割軽減(9,397円軽減)

- 所得金額の合計が33万円を超え、  
33万円+(49万円(28年度48万円))  
×世帯の被保険者数)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

### ②所得割額の軽減

平成28年度  
所得割5割軽減

平成29年度  
所得割2割軽減

平成30年度  
所得割軽減なし

本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下

## 職場の健康保険などの被扶養者であった方について

後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、所得割額が課せられず、保険料の被保険者均等割額は、平成29年度7割軽減、平成30年度5割軽減、平成31年度以降は後期高齢者医療制度の資格取得から2年間は5割軽減(3年目以降は軽減なし)となります。

なお、この軽減措置の対象でなくなっても上記の「所得の低い世帯の方の保険料の軽減」の対象となる方はそちらの軽減措置が適用されます。

問 市役所保険年金課(内線125・126)

愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎(052)955-1223